

# 障害者福祉システム等標準化検討会 第1回合同WT

## 第1回WTの検討概要 2.0版案の対応概要

令和4年5月13日  
事務局提出資料

# 1. 検討論点に対する2.0版案の対応一覧

○ 各検討論点に対して、標準仕様書2.0版案に反映した内容は、以下のとおりである。

No	検討要素	検討の論点	2.0版案への反映内容	
1	政府方針	マイナポータルぴったりサービス(ワンストップサービス)による電子申請の対応	○	機能ID:1.1.22.、1.1.23.について、 <u>実装オプションから実装必須へ変更</u>
2		DV等支援対象者に係る抑止情報の活用	○	機能ID:1.1.12. の連携先のシステム名の表記を変更 ※ <u>DV加害者情報は連携要件に未記載であるが、必要である旨、引き続きデジタル庁と調整する</u>
3		公的給付支給等口座の情報の利用	○	帳票レイアウトへ公的給付支給等口座の利用希望欄の追加や管理項目への追加等( <u>対応概要をP2～4に記載</u> )
4		標準仕様書を標準化基準(基準省令)とする際の規定ぶり	-	変更なし(今後、必要に応じて変更)
5	制度改正等の動向	障害者福祉制度に係る制度改正(3年に1度)	-	変更なし(令和4年度は変更予定なし)
6		住基、地方税、マイナンバー、その他関連業務・システムに係る制度改正・仕様変更	-	変更なし(今後、必要に応じて変更)
7		障害者福祉事務に係る事務連絡等による影響	○	<u>障害DBに係る内容として、機能ID:6.3.1. の留意事項等に追記し、機能ID:6.6.6. を削除</u>
8	関連施策の状況	データ要件・連携要件の策定による影響	○	デジタル庁から提供された4月20日時点のデータ要件・連携要件に対する対応( <u>対応概要をP5～7に記載</u> )
9		ガバメントクラウドの先行事業による影響	-	変更なし(今後、必要に応じて変更)
10		デジタル庁で定める基本方針策定による影響	-	変更なし(今後、必要に応じて変更)
11	他業務分野の検討状況	住基及び地方税の標準仕様書の改定による影響	-	変更なし(今後、必要に応じて変更)
12		第2グループの標準仕様書案の策定による影響	-	変更なし(今後、必要に応じて変更)
13	継続検討事項	構成員意見の46件、全国照会意見の365件、合計411件の対応	○	2.0版案へ反映、意見に対して回答を記載して完了、引き続き検討を整理( <u>対応概要をP8～12に記載</u> )

## 2. 公的給付支給等口座の対応について(変更点)

○ 令和4年10月～12月の試行運用の後、令和5年1月(予定)以降、本格運用を行っていく予定であるため、令和4年3月14日の事務連絡を踏まえて、2.0版案として以下を対応している。

○ 制度の概要等

○ 2.0版案(変更点) ※機能・帳票要件は、該当機能ID2.0版を記載

No	事務の流れ	制度の概要		機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト
1	公的給付支給等口座登録	住民がマイナポータル等から、口座情報登録・連携システムに公的給付支給等口座の登録を実施	1.障害者福祉共通	1.1.19 1.1.20 1.3.16	—	—
2	給付申請利用意思表示	住民が行政機関等に給付申請を行う際に、受取口座として、 <b>登録した公的給付支給等口座を利用する旨を意思表示</b> (住民が給付申請書等において公的給付支給等口座の利用を希望する旨の意思表示をしなければ、公的給付支給等口座は利用できない)	7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.19 7.3.25		<ul style="list-style-type: none"> <li>・07_令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書</li> <li>・08_令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書</li> <li>・09_高額障害児(通所・入所)給付費支給申請書</li> </ul>
3	行政機関等における口座情報取得	行政機関等が <b>情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供NWS」という)による情報連携</b> (窓口・郵送の場合)又はAPI連携(オンライン申請の場合) <b>により</b> 口座情報登録・連携システムから <b>公的給付支給等口座情報を取得</b> ※ 行政機関等は、 <b>支給の都度、最新の公的給付支給等口座情報の照会を行う</b> ※ 上記API連携の提供予定時期については未定ですが、提供を行う際にはデジタル庁よりお知らせいたします	12.特別児童扶養手当	12.1.9 12.1.11 12.4.5	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・01_市町村_特別児童扶養手当受給資格者名簿(表面)</li> <li>・03_指定都市_特別児童扶養手当受給資格者台帳(表面)</li> <li>・22_特別児童扶養手当認定請求書</li> <li>・27_未支払特別児童扶養手当請求書</li> <li>・28_特別児童扶養手当記載事項変更届</li> </ul>
			5.国制度手当	5.1.8 5.1.12 5.3.3	19 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19_受給者台帳(表面)</li> <li>・26_障害児福祉手当認定請求書</li> <li>・27_特別障害者手当認定請求書</li> <li>・28_記載事項変更届</li> <li>・30_未支払手当請求書</li> </ul>
4	支給手続	行政機関等は、公的給付支給等口座に振込を実施				

## 2. 公的給付支給等口座の対応について(対応概要①)

○ 機能・帳票要件の2.0版案の対応概要は次のとおりである。

機能・帳票要件 (1.障害者福祉共通)

機能ID 2.0版	標準仕様書		要件作成における経緯・留意事項等
	実装必須機能 (実装すべき機能)	実装オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)	
1.1.19.		マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ情報照会内容のデータ (情報提供依頼のデータ) を作成し、連携できること。 ※1 連携できる事業 (身体障害者手帳、障害福祉サービス等の単位) をパラメタ等で設定できること ※2 一括してデータ作成し、連携できること	マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は、以下に大別されるが、利用する機能は自治体の運用により分かれるため、実装オプションとしている。当要件は①の場合となる。 ①障害者福祉システムを利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムのオンライン機能を利用
1.1.20.		マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込み、情報照会結果を確認できること。 ※ 連携できる事業 (身体障害者手帳、障害福祉サービス等の単位) をパラメタ等で設定できること	○公的給付支給等口座の対応 国制度手当、特別児童扶養手当、障害福祉サービス等を対象とし、個別に対応できることに加えて、支払い前に一括して情報提供依頼ができること
1.3.16.	統廃合する金融機関、支店の口座情報に対して、統合後の金融機関コード、支店コードに一括置換できること。ただし、公的給付支給等口座の場合は置換しないこと。  【補足事項】 金融機関マスタのデータ置換ではなく、各事業で管理している口座情報に適用される	統廃合する金融機関、支店の口座情報に対して、統合後の金融機関コード、支店コードに一括置換できること。ただし、公的給付支給等口座の場合は置換しないこと。  ※ 更新する事業 (特別障害者手当、特別児童扶養手当等) を選択できること	

②金融機関・支店統廃合時の口座情報の一括置換機能に対しては、公的給付支給等口座は含まないことを追加。

①「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」を行うための機能要件は規定済であるが、公的給付支給等口座の対応も行う機能であることを明示するために、留意事項に記載。

障害福祉サービス等、国制度手当、特別児童扶養手当の対応

機能・帳票要件 (5.国制度手当)

機能ID 2.0版	実装必須機能 (実装すべき機能)
5.1.8.	支払口座情報を管理できること。 【管理項目】 金融機関コード 支店コード 口座種別コード (普通、当座) 口座番号 ゆうちょ銀行記号 ゆうちょ銀行番号 口座名義人カナ 公的給付支給等口座有無  ※ ゆうちょ銀行の記号・番号から振込用の支店コード・口座種別・口座番号へ変換できること
5.3.3.	支払前に支払額や口座有無、公的給付支給等口座有無、有効認定年月を一覧で確認できること。

③管理項目に、ゆうちょ銀行記号・番号、公的給付支給等口座有無を追加。  
また、全銀協フォーマットのファイルを作成する際は、ゆうちょ銀行の記号・番号の変換を追加。

④支払前に、公的給付支給等口座が変更されていないかを確認するために、公的給付支給等口座有無が”有”の対象者を確認できるように変更。

## 2. 公的給付支給等口座の対応について(対応概要②)

○ 帳票詳細要件、帳票レイアウトの2.0版案の対応概要は次のとおりである。

例1) 07\_令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

口座振替依頼書	銀行 信用金庫 信用組合 ( )	本店 支店 出張所 ( )	種目	口座番号					
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 9 その他						
	口座名義人カナ								

➔

口座振替依頼書	銀行 信用金庫 信用組合 ( )	本店 支店 出張所 ( )	種目	口座番号					
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 4 貯蓄預金 9 その他						
	口座名義人カナ								
<input type="checkbox"/> 公的給付支給等口座を利用します									

- 口座種別の選択肢に「4貯蓄預金」を追加
- ゆうちょ銀行の記号・番号枠を追加
- 「 公的給付支給等口座を利用します」の希望チェック欄を追加

例2) 19\_受給者台帳(表面) ※国制度手当

支払地 (支払方法)		( . . 変更)
---------------	--	-----------



支払地 (支払方法)		( . . 変更)
		公的給付支給等口座 有・無
		公的給付支給等口座 有・無

- 公的給付支給等口座の希望有無欄を追加  
管理項目「公的給付支給等口座有無」に登録されている内容を印字
- 当対応は、受給者の転入出に伴い、転出先自治体に知らせるための対応である。  
公的給付支給等口座有の場合は、認定事務等による情報提供ネットワークシステムによる情報連携により取得した口座情報を印字することとなる。

通番	システム印字項目		実装項目			印字編集条件など
			必須	オプション	不可	
12	支払方法	金融機関名	●			
13		支店名	●			
14		口座種別	●			
15		口座番号	●			
16		口座名義人カナ	●			半角カナ表記
17		公的給付支給等口座	●			公的給付支給等口座有無の内容(有もしくは無)を印字すること

### 3. データ要件の対応について(対応概要①)

- 3月30日時点の障害者福祉システム標準仕様書1.1版に対応したデータ要件(4月20日時点)がデジタル庁より提供されたため、データ要件との整合を取る対応として、以下の内容を2.0版案に反映している。

No	データ要件		標準仕様書への影響・2.0版案への反映内容
1	グループ関連図	-	変更なし(データ抽出の単位を表したものであるため)
2	基本データリスト	○	<p>○本編 第3章 機能・帳票要件 1. 機能・帳票要件 (1)管理項目について 以下の記載を追加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・All In One等により参照のみでも可能としている連携項目の場合は、<u>管理項目を定めず</u>、デジタル庁が整理する連携要件に連携できる項目を定めている。</li> <li>・<u>管理項目のデータ型(全角文字、半角文字等)、桁数、データ入力出力条件等は</u>、機能・帳票要件に定めず、デジタル庁が整理するデータ要件に定めているため、<u>管理項目の入力条件(必須・条件付き必須・任意)やデータ移行時のデータ抽出条件はデータ要件を確認</u>すること。</li> </ul> <p>○機能・帳票要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>管理項目に記載の「等」を削除し、管理項目の曖昧記載を無くしている。</u> ※本編の (2)「～等」の表記について も合わせて対応している。</li> <li>・データ要件に一律定められている市区町村コード、更新者ID、更新年月日、更新時刻等のシステム制御の意味合いが強いものは、管理項目として追加していない。</li> <li>・データ要件、上項目を分割しているものや現状の管理項目名のほうが意味合いが分かりやすいものは、管理項目名をデータ項目名に合わせていない(データ要件に記載の機能IDにより項目間確認は可能)。 例1)住所_都道府県、住所_市区郡町村名、住所_町名、住所_丁目番地号数値、住所_丁目番地号表記、住所_番地枝番数値は、管理項目では「住所」としている。 例2)氏名_読み仮名、氏名_カタカナ(外国人)は、管理項目では「カナ氏名」としている。</li> </ul>
3	コード一覧(個別)	○	<p>○本編 第3章 機能・帳票要件 1. 機能・帳票要件 (1)管理項目について 以下の記載を追加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>管理項目のうちコード管理(選択入力)を行うものは、管理項目名に「コード」を付加</u>している。具体的なコード管理内容は、機能・帳票要件に定めず、デジタル庁が整理するデータ要件(コード一覧)に定めている。 例)管理項目「判定結果」は、「判定結果コード」となる。</li> </ul>

### 3. データ要件の対応について(対応概要②)

○ 本編及び機能・帳票要件の変更点は次のとおりである。

○ 本編(第3章 機能・帳票要件 1. 機能・帳票要件 (1)管理項目について)

なお、住民税情報等の他システムからの連携で取得した情報のうち、障害者福祉システム側で保持・修正を行う場合は管理項目を定めている。All In One等により参照のみでも可能としている連携項目の場合は、管理項目を定めず、デジタル庁が整理する連携要件に連携できる項目を定めている。

例) 国制度手当の所得判定用に住民税情報を連携して取得するが、取得した住民税情報を国制度手当の所得データとして保持し適宜修正等を行うこともあるため、国制度手当の管理項目となる。

管理項目のうちコード管理(選択入力)を行うものは、管理項目名に「コード」を付加している。具体的なコード管理内容は、機能・帳票要件に定めず、デジタル庁が整理するデータ要件(コード一覧)に定めている。

例) 管理項目「判定結果」は、「判定結果コード」となる。

管理項目のデータ型(全角文字、半角文字等)、桁数、データ入力出力条件等は、機能・帳票要件に定めず、デジタル庁が整理するデータ要件に定めているため、管理項目の入力条件(必須・条件付き必須・任意)やデータ移行時のデータ抽出条件はデータ要件を確認すること。

②各管理項目のデータ型や桁数等の詳細な要件は、データ要件に定めるため、データ要件を確認する必要があることを明記した。

○ 【データ要件】基本データリスト(サンプル)

データ項目ID	データ項目	グループ			クラス分類			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件
		名称	主キー	外部キー	LV1	LV2	LV3					
001	00001	市区町村コード	住民情報	○	○	市区町村コード			X	6		必須
001	00002	宛番号	住民情報			住民	共通					

項目定義	項目説明	標準仕様書関連箇所	実装類型	サンプル値
市区町村を一意に識別するコード		市区町村コード関連の要件の記載なし	○	131016
自治体内において、個人を一意に識別する番号	・除票用データベース	1.1.18 宛番号・世		R00012345678912

管理項目のデータ型や桁数等の属性情報、コードの具体的内容はデータ要件を確認していただきたい。

【出典】デジタル庁 令和4年4月19日「地方公共団体情報システム標準化基本方針【第0.8版】等に対する意見照会について(依頼)」

○ 機能・帳票要件(サンプル)

**機能・帳票要件 (6.障害福祉サービス等(受給者)**

機能ID	実装必須機能(実装すべき機能)
2.0版	
6.1.3.	対象者の支給申請情報を管理できること。 【管理項目】 宛番号 受給者証番号 申請年月日 申請通番 現者区分コード 障害基礎年金1級の受給の有無 要介護度コード 申請者番号 申請者 支給申請に係る障害児 申請するサービス 申請に係る具体的内容 申請する減免の種類 医療的ケア判定スコア (障害種別)身体 (障害種別)知的 (障害種別)精神 (障害種別)難病 難病コード 難病名称 医療的ケア判定スコア サービス種類コード 異動日 児童カナ氏名 児童生年月日 受給者カナ氏名 受給者生年月日

**機能・帳票要件 (11.補装具)**

機能ID	実装必須機能(実装すべき機能)
2.0版	
11.1.2.	以下の申請・判定依頼情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 障害者・障害児の別コード 申請種別コード(購入・修理・借受) 「貸付」の意向有無(有・無) 補装具コード 補装具名 耐用年数 特例補装具 貸付修理区分 (修理区分)

①コード管理するものは、「コード」を付加した。

②各管理項目のデータ型や桁数等の詳細な要件は、データ要件に定めるため、データ要件を確認する必要があることを明記した。

③管理項目の「等」を削除し、管理項目を明確化した。

# 4. 連携要件の対応について

○ 3月30日時点の障害者福祉システム標準仕様書1.1版に対応した連携要件(4月20日時点)がデジタル庁より提供されたため、連携要件との整合を取る対応として、以下の内容を2.0版案に反映している。

No	連携要件	標準仕様書への影響・2.0版案への反映内容
1	機能別連携仕様(障害者福祉)_Input	○機能・帳票要件
2	機能別連携仕様(障害者福祉)_Output	○連携機能自体について整合させた。

### 機能・帳票要件 (1.障害者福祉共通)

機能ID 2.0版	標準仕様書	要件作成における経緯・留意事項等
1.1.1.	<p>住民記録情報(外国人情報を含む、異動情報を含む)と連携し、障害者福祉システムで利用できること。</p> <p>※1 「住民記録情報と連携」は、住民記録情報を含む宛名管理システムや共通基盤等との連携を含む</p> <p>※2 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること</p> <p>※3 連携頻度は随時、日次・月次等とする</p> <p>※4 個人番号も連携できることとする(標準化対象事業が含まれ、連携による保持が必要な場合)</p> <p>※5 DV等支援対象者情報も連携できることとする(連携できる場合)</p> <p>※6 DV加害者情報も連携できることとする(連携できる場合)</p> <p>※7 住登外情報も連携すること(連携できる場合)</p>	<p>住民記録情報(外国人情報を含む、異動情報を含む)と連携し、障害者福祉システムで利用できること。</p> <p>※1 連携頻度は随時とする</p> <p>※2 外国人の場合、本名、通称名、英字名のいずれを優先利用するかか、氏名優先フラグの情報を連携すること(連携できる場合)</p> <p>※3 団体内統合宛名番号も連携すること(連携できる場合)</p>
1.1.29.	<p>宛名管理システムや共通基盤等と連携し、住登外情報を障害者福祉システムで利用できること。</p> <p>※1 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること</p> <p>※2 連携頻度は随時、日次・月次等とする</p>	<p>住民記録情報との連携ではなく、いわゆる宛名管理システムで管理している情報について記載している。</p>

①随時連携を必須に変更、住登外情報は宛名管理システム等との連携となるため、1.1.29の別機能に分離↓した。

②団体内統合宛名番号は、団体内統合宛名システムからの連携のみ(1.1.26.)となるため削除、連携項目は連携要件に定めるため削除したことで、実装オプション機能全体を削除した。

③具体的な連携項目は、デジタル庁で定める連携項目で示すため、項目の過不足が無い確認、調整している。

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	必須/任意
0011000		7.2.2 他業務照会	国民健康保険への国民宿舎情報照会のための連携インターフェース		①住基システムが、②国民健康保険システムに、③各種情報を、④照会する	必須

  

対象データ	データ集合名	データ項目ID	データ項目名	備考	リアル連携	ファイル連携
資格情報(国民健康保険)	-	(情報)	-		○	
	001	00910	市区町村コード			
	001	00911	宛名番号			

連携項目は連携要件を確認していただきたい。

【出典】デジタル庁 令和4年4月19日「地方公共団体情報システム標準化基本方針【第0.8版】等に対する意見照会について(依頼)」



## 5-1. 2.0版案の主な対応内容(本編・障害者福祉共通)

No	意見概要	2.0版案への反映内容
1	<p>他システム連携により取得した住民記録情報、住民税情報に対する参照ログは、管理するだけではなく、不正アクセスの分析ができる必要がある。</p> <p>※分析の方法は「特定個人情報等の利用状況のログ分析・確認について(個人情報保護委員会事務局)」等と整合性をとった機能を求めます。</p> <p>【理由】 ログの検索・参照を駆使して不正アクセスを検知する場合、実施者のスキルにより検知結果が変動するため。</p>	<p>個人情報保護委員会事務局が提示している「特定個人情報等の利用状況のログ分析・確認について」も参考とし、<u>参照ログに対する分析要件は必要と考え、本編の以下に追加</u>しております。</p> <p>第3章 機能・帳票要件            ㊦ 1. 機能・帳票要件            ㊦ (10) アクセスログ管理について            「参照ログには<u>参照した日時、職員、端末、宛名</u>(対象者や保護者等を識別できる宛名番号等の情報)<u>を含む</u>こととし、<u>分析できるように画面上で操作、又は表計算ソフト等へ取り込めるようにすること。</u>」</p>
2	<p>事業者(医療機関含む)の検索において、事業者名カナ、事業者名漢字、事業者番号、所在地等で検索できること。また、カナ検索では、住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索できること。</p> <p>【理由】 事業者名の一部等で検索し、事業者情報を確認することがあるため。(事業者の検索機能は、業務上必須である。)</p>	<p>指定都市や大都市にとっては必要な機能であると考えられるため、<u>実装オプションとして事業者や医療機関の検索要件を追加</u>いたしました。</p> <p>※<u>補装具については、実装必須を実装オプションに変更し、今回統一</u>させております。</p> <p>対応した機能ID:2.1.14.、4.1.11.、6.1.46.、8.1.19.、9.1.19.、10.1.18.、11.1.16.</p>
3	<p>【機能ID 1.6.11(帳票出力機能)】発送時の封入作業効率化等の理由から、複数種類の帳票を一括出力する際は個人ごとに帳票をまとめて印刷可能となるよう、任意で指定できることを実装オプション機能として求める。</p>	<p><u>封入作業の効率化の観点では必要な機能</u>であるため、<u>機能ID:1.6.19.に実装必須で追加</u>いたしました。</p>

## 5-2. 2.0版案の主な対応内容(手帳関連)

No	意見概要	2.0版案への反映内容
1	手帳情報は、他事業で必要になる場合があり、CSVファイルで出力が必要。限定せずに実装必須機能にしてほしい。	<p>デジタル庁で定める連携要件において、個人住民税システムのように、手帳情報の連携を実装必須としている他業務があるため、<u>実装オプションを実装必須に変更</u>いたしました。合わせて、<u>機能ID:2.6.1.、3.6.1.、4.6.1.を削除し、機能ID:1.1.31.に移動・統合</u>いたしました。</p> <p>連携する項目は、特定個人情報番号20のデータ標準レイアウトに定められた項目の範囲となりますが、具体的な内容はデジタル庁で定める連携要件をご確認ください。</p>
2	対象者情報(4.1.3)について、旧姓併記(マイナンバーカード・住民票等で併記をしている方)を選択できるよう情報の追加が必要。	<p><u>旧姓併記について、3手帳で可能となるように対応</u>いたしました。</p> <p>○機能ID:1.3.8.に管理項目として「<u>旧姓併記有無</u>」を追加</p> <p>○<u>3手帳の「氏名」欄に以下の印字編集要件を追加</u>  <u>旧姓併記有無が「有」の場合は、氏名の間に「旧氏」を印字すること</u>            例)氏名が「標準 一郎」、旧氏が「独自」の場合            「標準(独自) 一郎」と印字する</p> <p>【対象帳票】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>14_身体障害者手帳(紙様式)</li> <li>11_療育手帳(紙様式)</li> <li>11-2_療育手帳(紙様式)(プレプリント様式)</li> <li>08_障害者手帳(紙様式)</li> </ul>
3	「12.身体障害者更生指導台帳の送付について」、現行制度を前提とするとやむを得ないが、全国的にシステムを作り変えるのであれば、更生指導台帳を紙面によらず、電子的に送付できる仕組みを整備するべきではないか。	<p><u>転出先自治体に送付する書類</u>について、機能・帳票要件の留意事項等に以下の主旨の内容を記載いたしました。</p> <p>「<u>個人情報保護の観点からの確に保護するための処置を行うことを前提に、電子データ(PDF化したファイル等)で送付することも差し支えない。</u>」</p> <p>【対象機能ID】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身障手帳 2.7.9.、2.7.10. ※更生指導台帳、送付について</li> <li>・療育手帳 3.7.8.、3.7.9. ※更生指導台帳、送付について</li> <li>・国制度手当 5.5.20. ※受給者台帳</li> <li>・特別児童扶養手当 12.6.2.、12.6.3. ※受給資格者名簿／台帳</li> </ul>

## 5-3. 2.0版案の主な対応内容(手当関連)

No	意見概要	2.0版案への反映内容
1	<p>「13.特別障害者手当現況届」について、ほとんどの方が受給者と配偶者及び扶養義務者が同居している中で、同じ住所を何度も書く必要はないと思うので、「<input type="checkbox"/>受給者に同じ」等のチェックボックスを設けることで、記載項目を減らすことができるように、オプション機能を実装していただきたいです。</p>	<p>「13.特別障害者手当現況届」について、受給者、配偶者、扶養義務者情報は、システムから印字するため、現状のままでも問題ないと考えましたが、機能ID:1.6.12. のとおり、空印刷も可能としていることから、<b>配偶者及び扶養義務者の住所欄に「<input type="checkbox"/>受給者に同じ」を追記</b>いたしました。</p> <p>また、<b>住所欄が2つ以上ある申請書・届出については同様の対応が望ましいことから、他の事業についても合わせて対応</b>しております。</p>
2	<p>3 帳票詳細要件一覧に(1)「有期認定届(本県では「障害状況届」としている。)」</p> <p>理由(1):有期認定のための診断書とともに届出書を收受することで届出日を明確にするため。帳票詳細要件は帳票番号23額改定請求書と同一項目を実装必須項目とした。</p> <p>示された帳票の中で「特別児童扶養手当再診(有期更新)届」がないが、(国の指定様式は無いかと思うが)実際の事務で1番多く使用する帳票のため、標準化の帳票に含めていただきたい。</p>	<p>複数の自治体様より頂いたご意見を踏まえて、「<b>30 特別児童扶養手当障害状態再審査(診断)請求書</b>」を実装オプションで追加いたしました。</p>

## 5-4. 2.0版案の主な対応内容(障害福祉サービス関連)

No	意見概要	2.0版案への反映内容
1	<p>&lt;障害福祉サービス(給付管理)&gt; 事業所による過誤申立情報をCSVによりシステムに一括して取り込む機能を実装してほしい。</p> <p>毎月数百件に達する過誤申立を担当者が1件ずつ手入力するのは、事務負担が大きいほか、処理誤りの原因ともなるため。</p>	<p>過誤申立書情報をCSVファイルとして取り込める機能を追加することにより、事務負荷の軽減が図れると考えられるため、機能ID:7.4.3.に実装オプションとして当該取込機能を追記いたしました。</p> <p>対象となる過誤申立書情報(CSVファイル)は、国保連インターフェースにて定義されている過誤申立書情報(EA11、BA11)のレイアウトに従うものとします。</p>
2	<p>&lt;補装具&gt; 機能ID:11.1.2.の申請情報として管理項目として用具の耐用年数を追加してほしい。 機能ID:11.3.1.の取扱補装具種目の情報に管理項目として、耐用年数および基本価格を追加してほしい。</p> <p>用具ごとに異なる耐用年数等を窓口において把握し、適切な案内を行う必要があるため。</p>	<p>機能ID:11.1.2.の申請情報の管理項目として用具の耐用年数を追加しました。</p> <p>同様に、機能ID:11.3.1.の取扱補装具種目の情報にも耐用年数を追加し、基本価格については購入・修理それぞれの基本価格を追加しました。</p>

## 5-5. 2.0版案の主な対応内容(自立支援医療関連)

No	意見概要	2.0版案への反映内容
1	<p>精神通院医療における帳票レイアウトについて、市町村と都道府県の受付印を押印するスペースの追加を改めて要望する。</p> <p>認定内容は受付日が基準となることから、明瞭明確な記録が必要不可欠だと考えるため。</p> <p>全国の都道府県・政令市の申請様式を見ても多くの自治体において押印スペースを設けている。</p> <p>自治体間のやりとりの手法について、事務局より「現時点では紙による運用が主体と想定」との回答があったが、そうであれば紙ベースでの事務手続きに必要なものは追加してほしい。またはオプションとして配置できるようにしてほしい。</p>	<p>都道府県への進達・送付が必要な事業(身障手帳、療育手帳、精神手帳、精神通院医療、特別児童扶養手当)の申請書・届出について、<u>受付印欄等のスペースを確保</u>するために、<u>帳票の最下部に、3行分以上の高さを確保した自由記載欄</u>を設ける対応を行いました。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第57条で支給認定の取消しが規定されているため、「支給認定取消通知書」のレイアウトを定めてほしい。</li> <li>・紛失による再交付申請があるため「自立支援受給者証再交付申請書」をレイアウトに定めてほしい。</li> <li>・死亡や転出などの場合、受給者証原本の返還と返還届の提出を求めており、それらの書類を県に進達している。承認期間が残っている受給者証の不正利用を防ぐ意味でも返還届をレイアウトに定めてほしい。</li> </ul>	<p>ご意見の各帳票については、多くの意見をいただき、事務運用上、必要な帳票であることを確認しましたので、以下の3帳票についてレイアウトを追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>支給認定取消通知書</u></li> <li>・<u>自立支援医療受給者証再交付申請書</u></li> <li>・<u>自立支援医療受給者証返還届</u></li> </ul> <p>なお、更生医療・育成医療・精神通院医療の3医療に対し対応しております。</p>